

全国知事会事務局職員等の服務に関する規則の一部改正案新旧対照表

改正案	現行
<p>(週休日及び一週間の勤務時間等)            第四条第1項から第3項 略</p> <p>4 勤務時間は、午前八時三十分から午後五時三十分までとする。但し、事務総長は前二項に規定する範囲で通勤事情等を勘案して、別に勤務時間を定めることができる。</p> <p>5 前項の勤務時間のうちには、正午から午後一時までの休憩時間をおく。</p> <p>1 附則            この規則は、平成十八年七月十二日から施行する。</p>	<p>(週休日及び一週間の勤務時間等)            第四条 日曜日及び土曜日は、週休日(勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ)とする。</p> <p>2 勤務時間は、休憩時間を除き、一週間につき四十時間とする。</p> <p>3 前項の勤務時間は、月曜日から金曜日までの五日間において、一日につき八時間の勤務時間を割り振るものとする。</p> <p>4 勤務時間は、午前九時から午後五時四十五分までとする。但し、事務総長は前二項に規定する範囲で通勤事情等を勘案して、別に勤務時間を定めることができる。</p> <p>5 前項の勤務時間のうちには、午後零時十五分から午後一時までの休憩時間並びに正午から午後零時十五分まで及び午後三時から午後三時十五分までの休憩時間をおく。</p>

全国知事会事務局職員等の服務に関する規則の一部を改正する規則

全国知事会事務局職員等の服務に関する規則（昭和四十二年三月一日施行）の一部を次のように改正する。

第四条第四項中「午前九時から午後五時四十五分」を「午前八時三十分から午後五時三十分」に改め、同条第五項中「午後零時十五分から午後一時までの休憩時間並びに正午から午後零時十五分まで及び午後三時から午後三時十五分までの休憩時間」を「正午から午後一時までの休憩時間」に改める。

附 則

1 この規則は、平成十八年七月十二日から施行する。

（改正理由）

国家公務員の休憩、休憩時間に関する見直しの改正が行われたことに伴う所要の改正を行うものである。